

住宅用家屋証明の申請に必要な書類

住宅用家屋証明申請書及び住宅用家屋証明書を記入の上、以下の必要書類をご用意ください。

個人が新築した住宅（注文住宅）の場合

- ① 表題登記済証、表題登記申請書、登記完了証、登記事項証明書のいずれか1点
- ② 建築確認済証、検査済証、建築確認通知書（①が表題登記済証であれば不要）
- ③ 住民票
- ④ 申立書（申請時に未入居の場合のみ）※1
- ⑤ 長期優良住宅の認定通知書（特定長期優良住宅の場合）※2

建築後使用されたことがない住宅（建売住宅）の場合

- ① 表題登記済証、表題登記申請書、登記完了証、登記事項証明書のいずれか1点
- ② 建築確認済証、検査済証、建築確認通知書（①が表題登記済証であれば不要）
- ③ 売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報のいずれか1点
- ④ 家屋未使用証明書
- ⑤ 住民票
- ⑥ 申立書（申請時に未入居の場合のみ）※1
- ⑦ 長期優良住宅の認定通知書（特定長期優良住宅の場合）※2

建築後使用されたことのある住宅（中古住宅）の場合

- ① 登記事項証明書
- ② 売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報のいずれか1点
- ③ 耐震基準適合証明書（昭和56年以前に建築された中古住宅の場合）
- ④ 住民票
- ⑤ 申立書（申請時に未入居の場合のみ）※1

※1 未入居の場合は、申立書と賃貸借契約書、売買契約書、社宅（官舎）入居証明書等、現在の入居家屋の処分方法が確認できる書類が必要です。

【例外】入居見込み確認書（宅地建物取引業者の証明書）がある場合は、申立書等は不要です。

※2 認定長期優良住宅または認定低炭素住宅に該当する場合は、認定通知書の原本をお持ちください。